

横浜市令和５年度第２回公募公債（サステナビリティボンド）
発 行 要 項

- | | |
|---|---|
| 1. 発行者の名称 横 浜 市 | 18. 発行代理人及び支払代理人 |
| 2. 発 行 総 額 金３０億円 | 第１７号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行においてこれを取り扱う。 |
| 3. 発 行 の 目 的 令和５年度新規資金 | |
| 4. 発 行 日 令和５年１２月２２日 | |
| 5. 各公債の金額 １００万円 | |
| 6. 社振法の適用 本公債については、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）の規定の適用を受けるものとする。 | 以 上 |
| 7. 利 率 年０．８１７パーセント | |
| 8. 発 行 価 額 額面１００円につき金１００円 | |
| 9. 償 還 金 額 額面１００円につき金１００円 | |
| 10. 償還の方法及び期限 | |
| (1) 本公債の元金は、令和１５年１２月２２日にその全額を償還する。 | |
| (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| (3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 11. 利息支払の方法及び期限 | |
| (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和６年６月２２日を第１回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年６月２２日及び１２月２２日の２回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | |
| (2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | |
| (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| (4) 償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 12. 申 込 期 日 令和５年１２月１３日 | |
| 13. 募 入 方 法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 14. 払 込 期 日 令和５年１２月２２日 | |
| 15. 募集の受託会社 株式会社横浜銀行 | |
| 16. 引受並びに募集取扱会社
野村證券株式会社（代表、事務幹事）
みずほ証券株式会社（代表） | |
| 17. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構 | |